



宮 崎 県 公 報

令 和 3 年 7 月 5 日 (月 曜 日) 第 219 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定解除…………… (自然環境課) 1	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3件) …… (砂防課) 1	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定の廃止…………… (") 2	
○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …… (") 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) …… (") 6	
○都市計画の変更の案に関する公聴会の開催について…………… (都市計画課) 9	

公 告

○公文書開示等の状況…………… (総務課) 11
○個人情報保護制度の運用状況…………… (") 12
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商工政策課) 14
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (") 14
○職業訓練指導員試験の実施…………… (雇用労働政策課) 14
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (農村整備課) 16
○都市計画の変更の案の縦覧 (2件) …… (都市計画課) 16
病 院 局 公 告
○入札公告…………… 16

告 示

宮崎県告示第 498号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除に係る民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字辰喰5957-1・5957-2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 民有林の保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 499号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 中福良-2地区
 - 区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域
 - 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市大字細江字西ノ迫2373番2
2	" " " 2382番
3	" " 字北ノ迫1663番

4	" " " 1661番
5	" " " 1669番1
6	" " " 1673番
7	" " " 1674番地先道路敷
8	" " " 1679番1
9	" " 字平田2347番1
10	" " " 2347番5地先水路敷
11	" " 字西ノ迫2371番2
12	" " " 2371番1
13	" " " 2370番1

宮崎県告示第 500号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 岩崎地区
 - 区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域
 - 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	日南市岩崎三丁目 134番
2	" 材木町 423番2地先道路敷
3	" " 427番1地先道路敷
4	" " 429番5
5	" 大字油津平野字岩崎5112番1
6	" " " 5112番1
7	" 瀬西一丁目5115番1地先道路敷
8	" 岩崎三丁目5065番10
9	" " 5065番3

10	〃	〃	5065番16
----	---	---	---------

宮崎県告示第 501号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 下古園地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡美郷町南郷上渡川字下古園2490番2
2	〃 〃 〃 〃 2494番
3	〃 〃 〃 〃 2493番2
4	〃 〃 〃 〃 2527番1
5	〃 〃 〃 〃 2479番1
6	〃 〃 〃 〃 2479番1
7	〃 〃 〃 〃 2479番4
8	〃 〃 〃 〃 2485番3
9	〃 〃 〃 〃 2482番1
10	〃 〃 〃 〃 2482番1

宮崎県告示第 502号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、平成7年宮崎県告示第571号の第4号で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、廃止する。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 岩崎地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	日南市材木町 423番地口
2	〃 大字油津平野字岩崎5119番地3
3	〃 〃 〃 5119番地3
4	〃 〃 〃 5119番地3
5	〃 〃 〃 5119番地3
6	〃 〃 〃 5119番地3
7	〃 大字岩崎三丁目5065番地12
8	〃 〃 〃 5065番地16
9	〃 〃 〃 134番地
10	〃 〃 〃 5120番地2

宮崎県告示第 503号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日之影町	尾 八 重	43-1	地 滑 り
	諸 和 久	43-2	地 滑 り
	中 村 北	43-3	地 滑 り
	中 村 南	43-4	地 滑 り
	吾 味	43-5	地 滑 り
	河 内 川	11-442-1-001	土 石 流
	近 道 川	11-442-1-006	土 石 流
	上 尾 村 川	11-442-1-010	土 石 流
	赤 石 川	11-442-1-020	土 石 流
	南平森川(2)	11-442-1-023	土 石 流
	飯 干 川	11-442-1-025	土 石 流
	中 村 川 (1)	11-442-1-030	土 石 流
	中 村 川 (2)	11-442-1-031	土 石 流
	中 村 道 川	11-442-1-032	土 石 流
	後 車 下 川	11-442-2-001	土 石 流
	田 吹 川	11-442-2-002	土 石 流
	横 迫 川 (1)	11-442-2-007	土 石 流
	内 の 口 川	11-442-2-008	土 石 流
	大 瀬 川	11-442-2-009	土 石 流
	東深角川(1)	11-442-2-032	土 石 流
高 野 川 (3)	11-442-2-033	土 石 流	
東深角川(2)	11-442-2-034	土 石 流	

下 鶴 川	11- 442- 2 - 053	土 石 流		東 深 角	I - 1 - 1916	急傾斜地の崩壊
下 鶴 上 川	11- 442- 2 - 054	土 石 流		栃 の 木	I - 1 - 1924	急傾斜地の崩壊
平 戸 川 (1)	11- 442- 2 - 055	土 石 流		高 橋	I - 1 - 1929	急傾斜地の崩壊
葛 根 原 谷 川	11- 442- 2 - 056	土 石 流		下 鶴	I - 1 - 1930	急傾斜地の崩壊
煤 市 川	11- 442- 2 - 057	土 石 流		諸 和 久	I - 1 - 1931	急傾斜地の崩壊
広 瀬 川	11- 442- 2 - 058	土 石 流		影 待	I - 1 - 1949	急傾斜地の崩壊
中 の 詰 川	11- 442- 2 - 060	土 石 流		赤 石	I - 1 - 1956	急傾斜地の崩壊
中 の 詰 川 - 新①	11- 442- 2 - 060 - 新①	土 石 流		竹 の 原	I - 1 - 1957	急傾斜地の崩壊
煤 市 吐 川	11- 442- 2 - 061	土 石 流		西 日 之 影	I - 1 - 1959	急傾斜地の崩壊
日 平 山 川	11- 442- 2 - 063	土 石 流		上 日 之 影	I - 1 - 1960	急傾斜地の崩壊
立 山 川	11- 442- 2 - 065	土 石 流		東 日 之 影	I - 1 - 1961	急傾斜地の崩壊
竹 の 原 川 (1)	11- 442- 2 - 067	土 石 流		東 日 之 影 (2)	I - 1 - 1962	急傾斜地の崩壊
竹 の 原 川	11- 442- 2 - 068	土 石 流		東 日 之 影 (2) - 新①	I - 1 - 1962 - 新①	急傾斜地の崩壊
竹 の 原 川 (2)	11- 442- 2 - 069	土 石 流		上 顔	I - 1 - 1963	急傾斜地の崩壊
中 村 川 (3)	11- 442- 2 - 070	土 石 流		稲 荷 町	I - 1 - 1964	急傾斜地の崩壊
上 顔 川	11- 442- 2 - 071	土 石 流		竹 の 瀬	I - 1 - 1965	急傾斜地の崩壊
上 川 上 - 新①	I - 1 - 1905 - 新①	急傾斜地の崩壊		興 地	I - 1 - 1982	急傾斜地の崩壊
上 川 上 - 新②	I - 1 - 1905 - 新②	急傾斜地の崩壊		興 地 - 新①	I - 1 - 1982 - 新①	急傾斜地の崩壊
上 川 上 - 新③	I - 1 - 1905 - 新③	急傾斜地の崩壊		大 瀬	I - 1 - 1987	急傾斜地の崩壊
上 川 上 - 新④	I - 1 - 1905 - 新④	急傾斜地の崩壊		下 小 原 東	I - 1 - 3765	急傾斜地の崩壊
上 川 上 - 新⑤	I - 1 - 1905 - 新⑤	急傾斜地の崩壊		下 小 原 東 - 新①	I - 1 - 3765 - 新①	急傾斜地の崩壊
上 川 上 - 新⑥	I - 1 - 1905 - 新⑥	急傾斜地の崩壊		下 小 原 東 - 新②	I - 1 - 3765 - 新②	急傾斜地の崩壊
煤 市	I - 1 - 1907	急傾斜地の崩壊		水 無	I - 1 - 3766	急傾斜地の崩壊
煤 市 - 新①	I - 1 - 1907 - 新①	急傾斜地の崩壊		水 無 - 新①	I - 1 - 3766 - 新①	急傾斜地の崩壊
				飯 干 - 1	I - 1 - 3767	急傾斜地の崩壊

飯干-1-新①	I-1-3767-新①	急傾斜地の崩壊	中村(2)-5	II-1-8308	急傾斜地の崩壊
高橋-1	I-1-3768	急傾斜地の崩壊	中村(2)-5-新①	II-1-8308-新①	急傾斜地の崩壊
尾崎	I-1-3783	急傾斜地の崩壊	中村(2)-6	II-1-8309	急傾斜地の崩壊
河内-1	I-1-3784	急傾斜地の崩壊	中村(2)-6-新①	II-1-8309-新①	急傾斜地の崩壊
川中	II-1-1928	急傾斜地の崩壊	中村(2)-7	II-1-8310	急傾斜地の崩壊
横迫	II-1-2261	急傾斜地の崩壊	中村(2)-8	II-1-8311	急傾斜地の崩壊
上野原-1	II-1-8195	急傾斜地の崩壊	下顔-1	II-1-8312	急傾斜地の崩壊
上野原-1-新①	II-1-8195-新①	急傾斜地の崩壊	下顔-1-新①	II-1-8312-新①	急傾斜地の崩壊
上野原-2-新①	II-1-8196-新①	急傾斜地の崩壊	下顔-2	II-1-8313	急傾斜地の崩壊
上野原-3	II-1-8197	急傾斜地の崩壊	下顔-3	II-1-8314	急傾斜地の崩壊
仲村	II-1-8198	急傾斜地の崩壊	吾味-1	II-1-8333	急傾斜地の崩壊
仲村-新①	II-1-8198-新①	急傾斜地の崩壊	吾味-2	II-1-8334	急傾斜地の崩壊
上野原-4	II-1-8199	急傾斜地の崩壊	灰の平-2	II-1-8351	急傾斜地の崩壊
上野原-4-新①	II-1-8199-新①	急傾斜地の崩壊	灰の平-3	II-1-8352	急傾斜地の崩壊
千軒平	II-1-8202	急傾斜地の崩壊	尾崎-2	II-1-8353	急傾斜地の崩壊
若松山-2	II-1-8203	急傾斜地の崩壊	大瀬-1	II-1-8354	急傾斜地の崩壊
日平山	II-1-8213	急傾斜地の崩壊	内の口	II-1-8355	急傾斜地の崩壊
松の木-2	II-1-8228	急傾斜地の崩壊	日出松	II-1-8366	急傾斜地の崩壊
松の木-3	II-1-8229	急傾斜地の崩壊	日出松-新①	II-1-8366-新①	急傾斜地の崩壊
影待(1)	II-1-8252	急傾斜地の崩壊	樋野尾	II-1-8367	急傾斜地の崩壊
竹の原(1)	II-1-8271	急傾斜地の崩壊	樋野尾-新①	II-1-8367-新①	急傾斜地の崩壊
中村(2)-1	II-1-8273	急傾斜地の崩壊	杉の平-1	II-1-8368	急傾斜地の崩壊
中村(2)-2	II-1-8274	急傾斜地の崩壊	杉の平-2	II-1-8369	急傾斜地の崩壊
中村(2)-3	II-1-8275	急傾斜地の崩壊	杉の平-3	II-1-8370	急傾斜地の崩壊
中の谷	II-1-8277	急傾斜地の崩壊			

杉の平-3 -①	II-1-8370-新①	急傾斜地の崩壊	小 切 畑	I-1-1998	急傾斜地の崩壊
杉の平-3 -②	II-1-8370-新②	急傾斜地の崩壊	小切畑-新 ①	I-1-1998-新①	急傾斜地の崩壊
河内-2	II-1-8371	急傾斜地の崩壊	古 賀	I-1-1999	急傾斜地の崩壊
分城高松	II-1-8372	急傾斜地の崩壊	祇 園 町	I-1-2000	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 504号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	木合屋川(2)	11-443-1-027	土 石 流
	古賀川(1)	11-443-1-028	土 石 流
	水流川	11-443-2-056	土 石 流
	木合屋川(1)	11-443-2-059	土 石 流
	川崎川(1)	11-443-2-060	土 石 流
	川崎川(2)	11-443-2-061	土 石 流
	一ノ瀬川(2)	11-443-2-062	土 石 流
	一ノ瀬川(1)	11-443-2-063	土 石 流
	一ノ瀬川(3)	11-443-2-064	土 石 流
	一ノ瀬川(4)	11-443-2-065	土 石 流
	古賀向川	11-443-2-066	土 石 流
	古賀川(2)	11-443-2-067	土 石 流
	長峰川(1)	11-443-2-068	土 石 流
	長峰川(2)	11-443-2-069	土 石 流
	上長峰川	11-443-2-070	土 石 流

深 谷	II-1-8406	急傾斜地の崩壊	深谷-新①	II-1-8406-新①	急傾斜地の崩壊
古賀-1	II-1-8408	急傾斜地の崩壊	古賀-1	II-1-8408	急傾斜地の崩壊
倉 元	II-1-8409	急傾斜地の崩壊	倉 元	II-1-8409	急傾斜地の崩壊
一の瀬-1	II-1-8410	急傾斜地の崩壊	一の瀬-1	II-1-8410	急傾斜地の崩壊
一の瀬-2	II-1-8411	急傾斜地の崩壊	一の瀬-2	II-1-8411	急傾斜地の崩壊
一の瀬-3	II-1-8422	急傾斜地の崩壊	一の瀬-3	II-1-8422	急傾斜地の崩壊
広 瀬	II-1-8423	急傾斜地の崩壊	広 瀬	II-1-8423	急傾斜地の崩壊
小 川	II-1-8424	急傾斜地の崩壊	小 川	II-1-8424	急傾斜地の崩壊
川 崎	II-1-8425	急傾斜地の崩壊	川 崎	II-1-8425	急傾斜地の崩壊
川崎-新①	II-1-8425-新①	急傾斜地の崩壊	川崎-新①	II-1-8425-新①	急傾斜地の崩壊
荒 谷	II-1-8426	急傾斜地の崩壊	荒 谷	II-1-8426	急傾斜地の崩壊
水流-1	II-1-8427	急傾斜地の崩壊	水流-1	II-1-8427	急傾斜地の崩壊
水流-2	II-1-8428	急傾斜地の崩壊	水流-2	II-1-8428	急傾斜地の崩壊
水流-3	II-1-8429	急傾斜地の崩壊	水流-3	II-1-8429	急傾斜地の崩壊
木合屋	II-1-8431	急傾斜地の崩壊	木合屋	II-1-8431	急傾斜地の崩壊
大平(3)	II-1-8454	急傾斜地の崩壊	大平(3)	II-1-8454	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 505号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
日之影町	河内川	11-442-1-001	土石流	
	上尾村川	11-442-1-010	土石流	
	南平森川(2)	11-442-1-023	土石流	
	飯干川	11-442-1-025	土石流	
	中村川(1)	11-442-1-030	土石流	
	中村川(2)	11-442-1-031	土石流	
	中村道川	11-442-1-032	土石流	
	後車下川	11-442-2-001	土石流	
	田吹川	11-442-2-002	土石流	
	横迫川(1)	11-442-2-007	土石流	
	内の口川	11-442-2-008	土石流	
	大瀬川	11-442-2-009	土石流	
	東深角川(1)	11-442-2-032	土石流	
	高野川(3)	11-442-2-033	土石流	
	東深角川(2)	11-442-2-034	土石流	
	下鶴川	11-442-2-053	土石流	
	平戸川(1)	11-442-2-055	土石流	
	煤市川	11-442-2-057	土石流	
	広瀬川	11-442-2-058	土石流	
	中の詰川	11-442-2-060	土石流	

中の詰川-新①	11-442-2-060-新①	土石流
煤市吐川	11-442-2-061	土石流
日平山川	11-442-2-063	土石流
立山川	11-442-2-065	土石流
竹の原川(1)	11-442-2-067	土石流
竹の原川	11-442-2-068	土石流
竹の原川(2)	11-442-2-069	土石流
中村川(3)	11-442-2-070	土石流
上顔川	11-442-2-071	土石流
上川上-新①	I-1-1905-新①	急傾斜地の崩壊
上川上-新②	I-1-1905-新②	急傾斜地の崩壊
上川上-新③	I-1-1905-新③	急傾斜地の崩壊
上川上-新④	I-1-1905-新④	急傾斜地の崩壊
上川上-新⑤	I-1-1905-新⑤	急傾斜地の崩壊
上川上-新⑥	I-1-1905-新⑥	急傾斜地の崩壊
煤市	I-1-1907	急傾斜地の崩壊
煤市-新①	I-1-1907-新①	急傾斜地の崩壊
東深角	I-1-1916	急傾斜地の崩壊
栃の木	I-1-1924	急傾斜地の崩壊
高橋	I-1-1929	急傾斜地の崩壊
下鶴	I-1-1930	急傾斜地の崩壊
諸和久	I-1-1931	急傾斜地の崩壊
影待	I-1-1949	急傾斜地の崩壊

赤 石	I - 1 - 1956	急傾斜地の崩壊	上野原-1	II - 1 - 8195	急傾斜地の崩壊
竹 の 原	I - 1 - 1957	急傾斜地の崩壊	上野原-1 -新①	II - 1 - 8195-新①	急傾斜地の崩壊
西日之影	I - 1 - 1959	急傾斜地の崩壊	上野原-2 -新①	II - 1 - 8196-新①	急傾斜地の崩壊
上日之影	I - 1 - 1960	急傾斜地の崩壊	上野原-3	II - 1 - 8197	急傾斜地の崩壊
東日之影	I - 1 - 1961	急傾斜地の崩壊	仲 村	II - 1 - 8198	急傾斜地の崩壊
東日之影(2)	I - 1 - 1962	急傾斜地の崩壊	仲村-新①	II - 1 - 8198-新①	急傾斜地の崩壊
東日之影(2) -新①	I - 1 - 1962-新①	急傾斜地の崩壊	上野原-4	II - 1 - 8199	急傾斜地の崩壊
上 顔	I - 1 - 1963	急傾斜地の崩壊	上野原-4 -新①	II - 1 - 8199-新①	急傾斜地の崩壊
稲 荷 町	I - 1 - 1964	急傾斜地の崩壊	千 軒 平	II - 1 - 8202	急傾斜地の崩壊
竹 の 瀬	I - 1 - 1965	急傾斜地の崩壊	若松山-2	II - 1 - 8203	急傾斜地の崩壊
興 地	I - 1 - 1982	急傾斜地の崩壊	日 平 山	II - 1 - 8213	急傾斜地の崩壊
興地-新①	I - 1 - 1982-新①	急傾斜地の崩壊	松の木-2	II - 1 - 8228	急傾斜地の崩壊
大 瀬	I - 1 - 1987	急傾斜地の崩壊	松の木-3	II - 1 - 8229	急傾斜地の崩壊
下小原東	I - 1 - 3765	急傾斜地の崩壊	影 待 (1)	II - 1 - 8252	急傾斜地の崩壊
下小原東- 新①	I - 1 - 3765-新①	急傾斜地の崩壊	竹 の 原 (1)	II - 1 - 8271	急傾斜地の崩壊
下小原東- 新②	I - 1 - 3765-新②	急傾斜地の崩壊	中村(2)-1	II - 1 - 8273	急傾斜地の崩壊
水 無	I - 1 - 3766	急傾斜地の崩壊	中村(2)-2	II - 1 - 8274	急傾斜地の崩壊
水無-新①	I - 1 - 3766-新①	急傾斜地の崩壊	中村(2)-3	II - 1 - 8275	急傾斜地の崩壊
飯干-1	I - 1 - 3767	急傾斜地の崩壊	中 の 谷	II - 1 - 8277	急傾斜地の崩壊
飯干-1- 新①	I - 1 - 3767-新①	急傾斜地の崩壊	中村(2)-5	II - 1 - 8308	急傾斜地の崩壊
高 橋 - 1	I - 1 - 3768	急傾斜地の崩壊	中村(2)-5 -新①	II - 1 - 8308-新①	急傾斜地の崩壊
尾 崎	I - 1 - 3783	急傾斜地の崩壊	中村(2)-6	II - 1 - 8309	急傾斜地の崩壊
河内-1	I - 1 - 3784	急傾斜地の崩壊	中村(2)-6 -新①	II - 1 - 8309-新①	急傾斜地の崩壊
川 中	II - 1 - 1928	急傾斜地の崩壊	中村(2)-7	II - 1 - 8310	急傾斜地の崩壊
横 迫	II - 1 - 2261	急傾斜地の崩壊	中村(2)-8	II - 1 - 8311	急傾斜地の崩壊

下 顔 - 1	II - 1 - 8312	急傾斜地の崩壊
下顔-1-新①	II - 1 - 8312-新①	急傾斜地の崩壊
下 顔 - 2	II - 1 - 8313	急傾斜地の崩壊
下 顔 - 3	II - 1 - 8314	急傾斜地の崩壊
吾 味 - 1	II - 1 - 8333	急傾斜地の崩壊
吾 味 - 2	II - 1 - 8334	急傾斜地の崩壊
灰の平-2	II - 1 - 8351	急傾斜地の崩壊
灰の平-3	II - 1 - 8352	急傾斜地の崩壊
尾 崎 - 2	II - 1 - 8353	急傾斜地の崩壊
大 瀬 - 1	II - 1 - 8354	急傾斜地の崩壊
内 の 口	II - 1 - 8355	急傾斜地の崩壊
日 出 松	II - 1 - 8366	急傾斜地の崩壊
日出松-新①	II - 1 - 8366-新①	急傾斜地の崩壊
樋 野 尾	II - 1 - 8367	急傾斜地の崩壊
樋野尾-新①	II - 1 - 8367-新①	急傾斜地の崩壊
杉の平-1	II - 1 - 8368	急傾斜地の崩壊
杉の平-2	II - 1 - 8369	急傾斜地の崩壊
杉の平-3	II - 1 - 8370	急傾斜地の崩壊
杉の平-3-①	II - 1 - 8370-新①	急傾斜地の崩壊
杉の平-3-②	II - 1 - 8370-新②	急傾斜地の崩壊
河 内 - 2	II - 1 - 8371	急傾斜地の崩壊
分 城 高 松	II - 1 - 8372	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西白杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 506号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五ヶ瀬町	古賀川(1)	11-443-1-028	土 石 流
	水 流 川	11-443-2-056	土 石 流
	木合屋川(1)	11-443-2-059	土 石 流
	川崎川(1)	11-443-2-060	土 石 流
	川崎川(2)	11-443-2-061	土 石 流
	一ノ瀬川(2)	11-443-2-062	土 石 流
	一ノ瀬川(3)	11-443-2-064	土 石 流
	一ノ瀬川(4)	11-443-2-065	土 石 流
	古賀向川	11-443-2-066	土 石 流
	古賀川(2)	11-443-2-067	土 石 流
	長峰川(1)	11-443-2-068	土 石 流
	長峰川(2)	11-443-2-069	土 石 流
	上長峰川	11-443-2-070	土 石 流
	小切畑-新①	I-1-1998-新①	急傾斜地の崩壊
	古 賀	I-1-1999	急傾斜地の崩壊
	祇 園 町	I-1-2000	急傾斜地の崩壊
	折 立	I-1-2267	急傾斜地の崩壊
	波 瀬	I-1-3800	急傾斜地の崩壊
	長 峰	II-1-8405	急傾斜地の崩壊
	長峰-新①	II-1-8405-新①	急傾斜地の崩壊
深 谷	II-1-8406	急傾斜地の崩壊	

深谷-新①	Ⅱ-1-8406-新①	急傾斜地の崩壊
古賀-1	Ⅱ-1-8408	急傾斜地の崩壊
倉 元	Ⅱ-1-8409	急傾斜地の崩壊
一の瀬-1	Ⅱ-1-8410	急傾斜地の崩壊
一の瀬-2	Ⅱ-1-8411	急傾斜地の崩壊
一の瀬-3	Ⅱ-1-8422	急傾斜地の崩壊
広 瀬	Ⅱ-1-8423	急傾斜地の崩壊
小 川	Ⅱ-1-8424	急傾斜地の崩壊
川 崎	Ⅱ-1-8425	急傾斜地の崩壊
川崎-新①	Ⅱ-1-8425-新①	急傾斜地の崩壊
荒 谷	Ⅱ-1-8426	急傾斜地の崩壊
水流-1	Ⅱ-1-8427	急傾斜地の崩壊
水流-2	Ⅱ-1-8428	急傾斜地の崩壊
水流-3	Ⅱ-1-8429	急傾斜地の崩壊
木合屋	Ⅱ-1-8431	急傾斜地の崩壊
大平(3)	Ⅱ-1-8454	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 507号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第16条第 1 項及び都市計画法施行細則(昭和45年宮崎県規則第63号)第 3 条第 1 項の規定により、宮崎広域都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 3 年 7 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 令和 3 年 7 月 26 日 (月曜日) 午前 10 時から
宮崎市住吉地域センター会議室 宮崎市島之内 7409 番 1
- (2) 令和 3 年 7 月 26 日 (月曜日) 午後 2 時から
宮崎市佐土原総合支所第 1 会議室 宮崎市佐土原町下田島 2
0660 番地

2 都市計画の変更の案(原案)の概要

宮崎広域都市計画道路を次のように変更する。

種類	名称		位置		区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点		主な経過地	延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3 ・ 3 ・ 18	(仮称) 住吉通線	宮崎市 佐土原町 下那珂 字平廻	宮崎市 大字新名爪 字尾廻	宮崎市 大字広原 字向後	約 5,710m	嵩上式 地表式	4 車線	25.25m	追加
幹線街路	3 ・ 3 ・ 19	(仮称) 尾原通線	宮崎市 佐土原町 下那珂 字坂本	宮崎市 佐土原町 下那珂 字片瀬原	宮崎市 佐土原町 下那珂 字尾原	約 970m	嵩上式	4 車線	25.25m	追加
幹線街路	3 ・ 1 ・ 1	花ヶ島西 通線	宮崎市 神宮東 3丁目	宮崎市 大字新名爪 字尾廻	宮崎市 花ヶ島町 観音免	約 3,660m	地表式 嵩上式	4 車線	40m	延長及び終点 の変更
幹線街路	3 ・ 3 ・ 17	徳ヶ淵御 殿下通線	宮崎市 佐土原町 下田島 字徳ヶ淵	宮崎市 佐土原町 下那珂 字土器田	宮崎市 佐土原町 下田島 字三百坊	約 3,790m	地表式	4 車線	25m	延長及び終点 の変更

3 意見公述の申出

(1) 変更しようとする宮崎広域都市計画の区域に指定されている宮崎市及び国富町の住民、当該区域内にある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者は、令和3年7月5日から令和3年7月19日までに意見公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

(2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和3年7月19日までに、宮崎県県土整備部都市計画課(宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501)に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

(3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案(原案)の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市住吉地域センター及び宮崎市佐土原総合支所

(2) 縦覧期間

令和3年7月5日から令和3年7月19日まで

(3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会の開催を中止する。

公 告

宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)第26条の規定により、令和2年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 公文書の開示請求の処理状況(件)

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
5,041	4,927	113	15	40	0	134	5,229

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況(件)

区分	個人	法人その他の団体	計
県内	328	3,957	4,285
県外	289	467	756
計	617	4,424	5,041

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況(件)

実施機関	決定 等 の 件 数	決定等の内訳						
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ	
知 事	総合政策部	36	17	14	2	2	0	1
	総務部	60	53	1	0	1	0	5
	福祉保健部	172	141	9	4	6	0	12
	環境森林部	121	80	18	3	8	0	12
	商工観光 労働部	21	11	7	0	2	0	1
	農政水産部	770	746	11	0	2	0	11
	県土整備部	3,520	3,414	26	6	6	0	68
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
	小計	4,700	4,462	86	15	27	0	110
教育委員会	87	74	7	0	1	0	5	
選挙管理委員会	7	3	2	0	2	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	1	0	1	0	0	0	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	189	163	16	0	10	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業 調整委員会	1	1	0	0	0	0	0	
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	121	116	0	0	0	0	5	
病院事業管理者	112	98	0	0	0	0	14	
地方独立行政法人	1	1	0	0	0	0	0	

道 路 公 社	10	9	1	0	0	0	0
合 計	5,229	4,927	113	15	40	0	134

4 審査請求の件数
0件

5 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人 数	人 数	冊 数
2,044	1,173	390	109

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、令和2年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況 (件)

請求書 受付 件数	決定等 の件数	決 定 等 の 内 訳					
		開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ
94	99	32	60	3	4	0	0

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況 (件)

実施機関	決 定 等 の 件 数	決 定 等 の 内 訳					
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ
議 会	0	0	0	0	0	0	0
知	総合政策部	0	0	0	0	0	0
	総 務 部	6	2	1	1	2	0
	福祉保健部	10	4	5	1	0	0
	環境森林部	0	0	0	0	0	0
	商工観光 労働部	0	0	0	0	0	0

事	農政水産部	0	0	0	0	0	0	0
	県土整備部	10	8	2	0	0	0	0
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	26	14	8	2	2	0	0
教 育 委 員 会	17	12	3	0	2	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	4	4	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	51	1	49	1	0	0	0	
労 働 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0	
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	99	32	60	3	4	0	0	

(2) 口頭による開示請求 (簡易開示) の実施状況 (件)

実 施 機 関	該 当 試験数	開 示 件 数
議 会	1	0
知	総合政策部	1
	総 務 部	6
	福祉保健部	8
	環境森林部	3
	商工観光 労働部	7

事	農政水産部	7	0	3 保有個人情報の利用停止請求の状況 該当なし 4 審査請求の件数 5 件 5 審査請求の処理状況		
	県土整備部	2	0			
	関係部共管	0	0			
	会計管理局	1	0			
	小 計	35	48			
教育委員会	5	1,943				
選挙管理委員会	1	0				
人事委員会	13	208				
監査委員	0	0				
公安委員会	0	0				
警察本部長	1	0				
労働委員会	0	0				
収用委員会	0	0				
海区漁業調整委員会	0	0				
内水面漁場管理委員会	0	0				
公営企業管理者	1	0				
病院事業管理者	6	9				
地方独立行政法人	10	7				
合 計	73	2,215				
(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。						
2 保有個人情報の訂正請求の状況 (件)						
実施機関		請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳		
				訂正	部分訂正	不訂正
知事	福祉保健部	1	1	0	0	1
警察本部長		1	1	1	0	0

審査請求の案件	実施機関	審査請求年月日	個人情報保護審議会			審査請求に対する裁決等	
			諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
			令和2年6月8日	令和2年7月8日	令和3年1月25日	令和3年3月29日	一部認容
知事 (障がい福祉課) が行った保有個人情報部分開示決定に対する審査請求	知事	令和2年6月8日	令和2年7月8日	令和3年1月25日	実施機関が不開示とした一部を開示すべきである	令和3年3月29日	一部認容
教育委員会 (高校教育課) に対する審査請求	教育委員会	令和2年7月9日	-	-	-	令和2年12月25日	却下
保有個人情報部分開示決定に対する審査請求	教育委員会	令和2年7月9日	-	-	-	-	-
知事 (人事課) が行った保有個人情報部分開示決定に対する審査請求	知事	令和2年8月8日	令和2年10月28日	令和3年1月25日	実施機関が不開示とした一部を開示すべきである	令和3年2月26日	一部認容

教育委員会（教職員課） が行った保有個人情報部 分開示決定に対する審 査請求	教 育 委 員 会	令 和 2 年 8 月 8 日	令 和 2 年 10 月 27 日	令 和 2 年 11 月 25 日	実施機関 が開示 した一 部を開示 すべきで ある	令 和 3 年 2 月 22 日	一 部 認 容
知事（人事課）が行った 保有個人情報不開示決定 に対する審査請求	知 事	令 和 2 年 12 月 18 日	-	-	-	-	-

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ小林店・靴の尚美堂小林店
小林市大字水流迫上之原 648番25 外5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ドラッグストアモリ小林店・マックハウス小林店
(変更後) ドラッグストアモリ小林店・靴の尚美堂小林店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
株式会社マックハウス 代表取締役 北原久巳
東京都杉並区梅里一丁目7番7号
(変更後) 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
株式会社靴の尚美堂 代表取締役 有馬秀雄
鹿児島県鹿児島市東千石町19番8号
- 4 変更の年月日
令和3年5月28日
- 5 変更する理由
小売業者の変更及び小売業者の代表者の変更のため
- 6 届出年月日

令和3年6月24日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年7月5日から令和3年11月5日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和3年7月5日から令和3年11月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ串間店
串間市大字西方字松清6923番 外
 - 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和3年3月8日
 - 3 意見の概要
意見なし
 - 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和3年7月5日から令和3年8月5日まで
- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
- 令和3年7月5日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 実施職種
 - (1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
なし
 - (2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種
全職種
 - 2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目		
全職種	指導方法		
<p>3 受験資格</p> <p>(1) 受験資格は、次のとおりとする。</p> <p>ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者</p> <p>イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>4 試験の免除</p> <p>次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲で試験を免除する。</p>			
免除を受けることができる者	免除の範囲		
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科		科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部		
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）		学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部		学科試験のうち関連学科
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法		
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）		実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科）		学科試験のうち関連学科
		免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であるとして、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。	
		免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
		免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
		免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
		免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
		学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
		省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

省令第45条第3項第4号に規定する者 実技試験の全部

- 5 試験期日
令和3年8月30日（月曜日）
- 6 試験場所
宮崎県技能検定センター
宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
- 7 受験申請の手続
 - (1) 提出書類
 - ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）及び3に掲げる受験資格を証する書類
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、4に掲げる者に該当することを証する書類
 - (2) 提出先
宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 宮崎市橋通東2丁目10番1号
 - (3) 受付期間
令和3年7月12日（月曜日）から令和3年7月30日（金曜日）まで（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、7月30日付けの消印のあるものまで有効とする。なお、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きすること。）
 - (4) 受験手数料 3,100円
（宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）により納付すること。）
 - (5) 受験票
申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
- 8 合格通知
令和3年9月30日（木曜日）合格者に通知する。
- 9 その他
 - (1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門学校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会、各事業組合等で交付する。
 - (2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当に申し込むこと。
 - (3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課（電話0985（26）7107）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和3年7月5日

- 1 都市計画の種類及びその名称
串間都市計画道路
1・5・1号 日南串間線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
串間市大字西方字下田口、同市大字西方字中手町、同市大字西方字薬師堂及び同市大字西方字梶山の各一部
 - (2) 削除する部分
串間市大字西方字中手町、同市大字西方字薬師堂及び同市大字西方字梶山の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県串間土木事務所並びに串間市都市建設課
 - (2) 期間
令和3年7月5日から令和3年7月19日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和3年7月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及びその名称
串間都市計画道路
3・5・4号 串間インター線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
串間市大字西方字福留、同市大字西方字薬師堂及び同市大字西方字中手町の各一部
 - (2) 削除する部分
串間市大字西方字唐人町及び同市大字西方字福留の各一部
串間市大字西方字薬師堂及び同市大字西方字中手町の各全部
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県串間土木事務所並びに串間市都市建設課
 - (2) 期間
令和3年7月5日から令和3年7月19日まで

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年7月5日

宮崎県立延岡病院長 寺 尾 公 成

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量 デジタル式乳房用X線診断装置一式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 令和3年12月28日

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
- イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。
- ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、資格基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく資格停止(以下「資格停止」という。)を受けていないこと。
- なお、既に入札参加の申出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を令和3年8月9日までに宮崎県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
宮崎県延岡市新小路2丁目1-10
郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181
- (2) 期間 令和3年7月5日から令和3年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 交付期間 令和3年7月5日から令和3年8月16日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 令和3年8月16日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県立延岡病院2階会議室(地域医療センター)
宮崎県延岡市新小路2丁目1-10
- (2) 日時 令和3年8月17日午後1時30分
- 7 入札保証金
- 入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。
- 8 入札の無効に関する事項
- 病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 9 落札者の決定方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 12 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Digital breast X-ray diagnostic device 1 set.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 16 August, 2021
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

--	--